

電子入札の開札における立会い及び傍聴について

熊本市が実施する電子入札の開札には、入札参加者は立会いをすることができます。また、入札参加者以外の方も傍聴することができます。

【手続きについて】

- ◇ 開札における立会い又は傍聴を希望される方は、「電子入札立会申込書」又は「電子入札傍聴申込書」を開札予定時刻の10分前までに提出し、承諾を受けてください。
- ◇ 申込書は、契約政策課、工事契約課にあります。

【注意事項】

- ◇ 立会い又は傍聴を行う方は、立会い又は傍聴に際して、身分証明書を提示してください。
- ◇ 入札参加者は、自己が競争参加資格確認申請書を提出した案件（熊本市建設工事履行確実性評価型総合評価一般競争入札実施要領（平成24年公告第316号）に規定する総合評価方式による案件の場合を除く。）又は指名を受けた案件の開札に立ち会うことができます。
- ◇ 傍聴については、一入札案件につき、傍聴できる人数は5名までです。傍聴人が5名に達した時点で当該案件の電子入札傍聴申込書の受付を締め切ります。
- ◇ 立会いを行う方は、入札執行者の指示に従って立ち会うものとし、公正な入札の執行についての確認のみを行い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の公正な入札執行を妨げる行為及び入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってははいけません。
- ◇ 傍聴を行う方は、入札執行者の指示に従って傍聴するものとし、入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってははいけません。
- ◇ 立会い又は傍聴を行う方が、公正な入札執行を妨げる行為又は入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、立会い又は傍聴を禁止し、退出を命じる場合があります。

【問い合わせ先】

- 熊本市役所 契約政策課（物品契約班） Tel 328-2137
- 熊本市役所 工事契約課 Tel 328-2442